

年 月 日

報	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名		責任者の氏名		
	住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地		国 籍 又 は 設 立 国		
告 者	代 理 人	氏名又は名称及び 代 表 者 の 氏 名	責任者の氏名		
		住 所 又 は 主 た る 事 務 所 の 所 在 地			
	事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）				

[illegible]

5 出 資 比 率	取得前、一任運用 前又は処分前	%	取得後、一任運用 後又は処分後	%
6 議 決 権 比 率	取得前、一任運用 前又は処分前	% (うち受任 分 %)	取得後、一任運用 後又は処分後	% (うち受任 分 %)
7 そ の 他 の 事 項				

(記入要領)

- 1 本報告書は、発行会社の別に記入し、株式、持分、議決権又は議決権行使等権限の取得及び取得した株式、持分、議決権若しくは議決権行使等権限の処分又は株式への一任運用及び一任運用に係る株式の処分の別に記入すること。
- 2 「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。
- 3 代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。
- 4 「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。
- 5 「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。
- 6 「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。
- 7 「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。
- 8 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「実行年月日」欄には、設立新株の取得又は設立新株への一任運用の場合は会社設立登記の日、増資新株の取得又は増資新株への一任運用の場合は金銭の払込み等（金銭以外の財産の出資を含む。以下この記入要領において同じ。）の期日を定めたときは当該期日、金銭の払込み等の期間を定めたときは出資の履行をした日、旧株（旧持分を含む。以下この記入要領において同じ。）の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用の場合は株式の引渡しを受けた日、新設合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併登記の日、吸収合併による新株の取得又は当該新株への一任運用の場合は合併契約において定められた効力発生日、株式又は持分の処分の場合は当該株式又は持分を処分した日をそれぞれ記入すること。なお、旧株の譲受による取得又は旧株の譲受による当該旧株への一任運用及び株式又は持分の処分の場合には、当該譲受又は処分に係る契約をした日を記入しても差し支えなく、この場合において、その旨を「7 その他の事項」欄に記入すること。
- 9 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「単価」欄には、実際の取引単価を記入すること。
- 10 「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得、一任運用又は処分の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により取得、一任運用又は処分をした場合において記入すること。この場合において、一任運用の相手方とは、一任運用をした際のその取引の相手方をいう。
- 11 「5 出資比率」欄については、発行会社が上場会社等（外国為替及び外国貿易法第26条第2項第1号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式の数及び報告者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第2条第7項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が所有する発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

- 12 「6 議決権比率」欄については、発行会社が上場会社等である場合においては、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（令第2条第4項第2号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の総議決権に占める割合を記入すること。発行会社が上場会社等以外である場合においては、報告者が保有する発行会社の議決権数の総議決権に占める割合を記入すること。

「取得前、一任運用前又は処分前」欄には、本報告書で報告される直前の割合を記入し、「取得後、一任運用後又は処分後」欄には、「取得前、一任運用前又は処分前」欄の比率に「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄で報告される事項を加減した割合を記入すること。

「6 議決権比率」の算定に当たって、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第2条第7項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の5第1項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

- 13 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「出資証券」と記入すること。議決権又は議決権行使等権限の取得又は処分の場合は、「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄中「取得対象の別」欄に「議決権」又は「議決権行使等権限」と記入すること。
- 14 対内直接投資等に関する命令第7条第3項の規定に基づき本報告を行う場合は、下記に従い記入すること。
- （1）「4 取得、一任運用又は処分の内容」欄、「5 出資比率」欄及び「6 議決権比率」欄に、報告の対象となつた事実の内容（その事実の直接の要因となつた株式の処分の内容）について記入すること。
- （2）報告の対象となつた事実の内容が、株式の処分以外のものである場合には、「7 その他の事項」欄にその内容について記入すること。
- 15 上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格A4の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格A4）